

今 治 市 ネ ウ ボ ラ 拠 点 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
設 計 ・ 建 設 工 事 請 負 仮 契 約 書 (案)

令和 8 年 1 月 30 日

今治市

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
設 計 ・ 建 設 工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設工事
- 2 工 事 場 所 今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1、5
- 3 工 期 本契約成立日から令和12年3月31日まで
- 4 請 負 代 金 額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 前 払 金 額 約款のとおり
- 7 中 間 前 払 金 額 約款のとおり
- 8 解体工事に要する費用等

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が請負者その他の者との間で締結した基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第1項の定めるところに従い、上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____（以下「運営事業者」という。）との間の維持管理・運営業務委託契約（基本契約第7条第2項に定義された意味を有する。以下同じ。）により一体として事業契約を構成することを確認する。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、この契約についての今治市議会の議決をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

第1条 この契約は、今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年今治市条例第53号）第2条の規定により議会の議決に付し、議会の議決を得たときは、何らの手続きを要することなく本契約となるものとする。

なお、この契約が議会の議決を得られなかったときは、発注者はこの契約を解除するものとする。この場合、発注者は請負者に対し一切の責任を負わないものとする。

第2条 工事の着工は、議会の議決を得た日とする。

年 月 日

発注者 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 徳 永 繁 樹

請負者 住所
氏名又は名称

議決日 令和 年 月 日

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（この契約の要求水準書及び募集要項を言う。以下同じ。）及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、別記（個人情報・特定個人情報取扱特記事項）のとおりとし、この契約（この約款並びに要求水準書等、事業者提案及び設計図書（第3条第1項第6号の定めるところに従って甲の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいい、第18条、第19条その他別段の合意により変更された場合には、変更後のものをいい、当該図書において該当の基準、仕様、規定、記載等がない場合において、要求水準書等又は事業者提案に該当の基準、仕様、規定、記載等があるときには、要求水準書等又は事業者提案のものをいい、それらの全部又は一部に重複してある場合には、それらの適用の優劣は第14項の定めるところに従う。以下同じ。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行（要求水準書において示された各業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務の履行を含むものとする。以下同じ。）しなければならない。

- 2 乙は、契約書記載の工事（要求水準書において示された施工すべき各工事を含め、以下総称して「工事」という。）の施工のための設計（工事に係る一連の設計を総称して「設計」といい、工事の施工に必要な用地・地形・地質の測量・調査その他工事の施工に必要な調査等並びに各種申請等の法令に基づく手続並びにその他設計に伴い必要な近隣対応、甲が行う手続等の支援を含む。以下同じ。）を行った上で、当該設計に基づいて工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物（納入すべき予備品及び消耗品等の一切を含む。以下「工事目的物」という。）を甲に引き渡すほか、要求水準書等及び事業者提案に定める所定の期日までに設計図書、完成図書、パンフレットその他のこの契約に基づいて乙から引き渡されることが要求水準書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（プログラム（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。）を含め、以下「成果物」という。）を引き渡し、この契約の履行を完了するものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、甲が認めるものを除き必要に応じて書面により行うものとする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語は、この約款に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するほか、要求水準書等に定義された意味を有するものとする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、松山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 乙は、要求水準書等に記載された情報及びデータ（閲覧資料を含む。）のほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをこ

ここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工事の設計・施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

- 14 この契約、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとし、また、甲の承諾が得られた設計図書と、この契約、要求水準書等又は事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。

なお、甲の承諾が得られた設計図書、この契約、要求水準書等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。

(関連工事等の調整)

- 第2条** 甲は、乙の施工するこの工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 乙は、本事業が施設整備と運営維持管理が一体の事業であり、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了後に運営事業者が維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従って工事目的物で適正な業務を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、工事の設計及び施工のそれぞれにおいて運営事業者との間で積極的に意見交換を行い、利用者の利便性の向上等の公共サービスの向上及び維持管理の効率化、修繕・更新を踏まえた事業全体のライフサイクルコストの低減を考慮した工事の設計、施工その他この契約を履行するとともに、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了前でも、運営事業者による維持管理・運営業務委託契約に基づく開業準備に協力するほか、乙の施工する工事及び運営事業者の実施する工事目的物における業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、乙及び運営事業者の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、乙による工事施工並びに運営事業者による工事目的物における適正な業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、甲に損害を被らせないものとする。

- 3 乙は、この契約に基づき設置する監理技術者及び業務主任技術者をして、要求水準書等及び事業提案書に従い、維持管理・運営業務委託契約に基づき設置される館長（配置前は予定者とする。）との間で認識を共有させ、連絡・調整を行わせるものとする。

(工程表)

- 第3条** 乙は、この契約締結後直ちに、設計業務に着手し、次の各号の定めるところに従い、要求水準書等及び事業者提案に基づき、設計業務を遂行しなければならない。

- (1) 乙は、設計業務に着手するに当たり、この契約の締結後直ちに、甲所定の様式により設計業務着手届、管理技術者・担当者届、協力技術者届等の届出を行うとともに、要求

水準書等及び事業者提案が定める詳細工程表、組織体制表その他の書類を含む設計計画書を要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、甲に提出して承諾を得る。

- (2) 乙は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、工事に係るテレビ電波障害の現況調査、工事用地の測量又は地質調査等の工事に必要な調査を行う。
- (3) 乙は、設計業務の全部又は一部を事業者提案に基づき設計企業に委託する。設計業務を事業者提案に基づかないで設計企業以外の第三者に委託しようとするときは、乙は、事前にかかる第三者の商号、住所その他甲が求める事項を記載した書面を甲に提出し、かつ、甲から承諾の通知を得る。
- (4) 甲は、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、定期的に、設計計画書に基づき一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、第12条第1項の定めるところに従って報告を受けるほか、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、乙に対して説明を求めるとともに、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 乙は、設計業務に着手後、解体設計、基本設計及び実施設計の各設計ごとに、事業者提案に基づき当該設計が完成した場合、その都度甲所定の様式により完了届を提出することにより甲に通知のうえ、速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める内容の当該設計に係る設計図書を甲に提出し、その確認を得るものとする。なお、かかる甲の確認の手続は、完成したものから順次に行うことができるものとし、乙は、解体設計、基本設計及び実施設計の各設計ごとに、当該設計に係る全ての設計図書に対する甲の確認に先立って、甲の確認を得た設計図書に従って、次の作業工程（実施設計の場合には、工事の着工を含む。）に進むことができる。
- (6) 甲は、前号の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令、この契約の規定、要求水準書等及び事業者提案の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、受領を拒むことができる。当該設計図書を受領した場合、受領後●日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう乙に対して要求することができる。
- (7) 乙は、前号の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、乙が書面により甲の通知の内容に意見を述べ、甲がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- (8) 前号の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、乙の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、甲の指示の不備・誤りによる場合その他の甲の責めに帰すべき理由による場合、甲は、当該是正に係る乙の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、乙が当該要求水準書等の記載又は甲の指示の不備・誤りが不適当であることを知りながら甲に異議を述べなかった場合その他の乙の故意又は過失による甲の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。
- (9) 第8号の定めるところに従って乙が是正を行った場合、乙は、直ちに是正された設計図書を甲に提出のうえ、甲の確認を得るものとする。この場合、当該確認手続は、第6

号から前号までの例によるものとする。ただし、第6号に掲げる期間の定めは適用せず、甲は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。

(10) 乙は、設計図書が甲により受領された後●日以内に甲から第6号の通知（第9号によって準用された場合を含む。）がない場合は、第5号の確認がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。

(11) 第6号乃至前号の規定は、設計図書の変更について第19条の定めるところに従う場合に準用する。

2 乙は、前項の定めるところに従って解体設計又は実施設計に係る設計図書に甲の確認が得られた後速やかに要求水準書等及び事業者提案に基づいて、かかる確認が得られた設計図書に基づき施工する工事に関し、甲所定の様式により、要求水準書等及び事業者提案が定める実施体制、工事工程等の内容を含む施工計画書を甲に提出して承諾を得なければならない。なお、工事工程は、甲及び乙を拘束するものではない。

3 甲は、前各項、第18条、第19条その他この契約に定める甲の承諾（甲の承諾が得られたとみなされたものを含む。）又は確認等を理由として工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、乙は、甲の承諾、指示又は確認等をもって、第45条その他この契約上の如何なる責任も免れることはできない。

（契約の保証）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者（以下「低入札者」という。）との契約にあつては、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（乙が低入札者であるときは、10分の3）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（工事の設計に係る未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含むものとする。）、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の設計、施工その他この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の通知）

第7条 乙は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、甲に対して当該工事の下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）につき、その商号又は名称その他甲が指定する事項を通知しなければならない。下請負人又は下請工事の内容を変更したときも、同様とする。

2 乙は、事業者提案に基づかないで設計企業以外の第三者に工事の設計の一部を委託し又は請け負わせようとするときは、事前にかかる第三者の商号、住所その他甲が求める事項を記載した書面を甲に提出し、かつ、甲から承諾の通知を得るものとする。

（下請負人の特約）

第7条の2 乙は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、この契約に係る入札に参加した他の者を選定してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用す

るときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとし、工事目的物の運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲で甲が無償で自由に自ら及び第三者をして特許権等の実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を確保して甲に付与するものとし、その権利が、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するよう必要な措置の一切を講じるものとする。工事の施工において、特許権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項に基づく甲の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより甲に損失、損害、費用等を被らせず、甲が被った一切を補償する。

3 乙は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。この場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（著作権の譲渡等）

第8条の2 乙は、成果物（第38条第1項に規定する出来高部分に係る成果物を含み、本条及び次条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下第8条の2から第8条の5において「著作権等」という。）のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該著作物の引渡しの際に甲に無償で譲渡するものとする。

（著作者人格権の制限）

第8条の3 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

（1） 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

（2） 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

（3） 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

（4） 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

（1） 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

（2） 本件建築物に乙の実名又は変名を表示すること。

3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(乙の利用)

第 8 条の 4 甲は、乙に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第 8 条の 5 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(意匠の実施の承諾等)

第 8 条の 6 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、甲に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を甲に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第 9 条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の管理技術者及び現場代理人に対する指示、質問回答、承諾、確認又は協議

(2) 要求水準書等に基づく工事の設計、施工その他この契約の履行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾又は確認

(3) 要求水準書等に基づく工程の管理、立会い、工事の設計、施工その他この契約の履行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、2 人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び監理技術者等)

第10条 乙は、甲に対して次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、その者の氏名その他甲の指定する事項を通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）以下「法」という。）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任（当該監理技術者が同項ただし書の規定の適用を受けるときを除く。）の者とする。以下同じ。）

(3) 監理技術者補佐（法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(5) 管理技術者

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。甲は、その意図する設計図書を完成させるため、この契約の履行に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

（履行報告）

第11条 乙は、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 甲は、(i)現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるとき、又は、(ii)管理技術者又は乙の使用人若しくは第7条第2項の規定により乙から設計業務を委任

され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、要求水準書等、事業者提案又は設計図書に定めるところによる。要求水準書等、事業者提案又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、要求水準を満足させる品質を有するものとする。

2 乙は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 乙は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、要求水準書等、事業者提案又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」とい

う。）及び貸与する建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、事業者提案又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事又は成果物の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上直接必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が要求水準書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の設計、施工その他この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
(2) 要求水準書等に誤り又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、その結果を遅滞なく乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書等、事業者提案又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等、事業者提案又は設計図書の訂正を行う場合にあっては、要求水準書等については甲が行い、事業者提案及び設計図書については甲の指示に基づき乙が行うこと。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、成果物又は工事目的物の変更を伴う要求水準書等、事業者提案又は設計図書の変更を行う場合にあっては、要求水準書等については甲が行い、事業者提案及び設計図書については甲の指示に基づき乙が行うこと。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、成果物又は工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合にあっては、要求水準書等については甲が行い、事業者提案及び設計図書については乙が甲と協議して甲の指示（ただし、甲及び乙が協議した結果に基づくことを原則とし、協議が整わないときには、甲がその裁量で指示するものとする。）に基づき行うこと。

5 前項の規定により要求水準書等、事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、その一切の費用（要求水準書等の訂正又は変更の実費を除く。）は乙が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において当該訂正又は変更が要求水準書等の記載に起因するときその他甲の責めに帰すべきときは、甲は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知することにより又は設計図書の変更内容を乙の創意工夫に委ねるなどして、設計図書の変更を請求することができ、乙は、当該請求に従って設計図書を変更する。この場合において、その一切の費用は乙が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、かかる設計図書の変更の請求が要求水準書等の記載に起因するときその他甲の責め

に帰すべきときは、甲は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書（変更を要するものに限る。）を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。この場合において、かかる設計図書の変更が要求水準書等の記載に起因するときその他甲の責めに帰すべき場合又は甲が承諾した場合でない限り、工期若しくは請負代金額の変更は行われないものとし、かつ、乙が被る損害、費用等は乙が負担しなければならない。

（履行の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、公衆衛生上の事態その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事の設計、施工その他この契約の履行ができないと認められるときは、甲は、中止内容を直ちに乙に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を乙に通知して、工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 甲は、前2項の規定により工事の設計、施工その他この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の施工その他この契約の履行の続行に備え工事現場その他この契約の履行場所を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計、施工その他この契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（乙の請求による工期の延長）

第22条 乙は、天候の不良、第2条第1項の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工期の短縮等）

第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 甲及び乙は、前 2 項の協議が整った日又は通知日から 7 日以内に工事変更請負契約書を作成するものとする。

（請負代金額の変更方法）

第25条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 甲及び乙は、前 2 項の協議が整った日又は通知日から 7 日以内に工事変更請負契約書を作成するものとする。この場合において、変更後の請負代金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、原則としてこれを切り捨てる。

4 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変更前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(一般的損害)

第28条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の設計、施工その他この契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の設計、施工その他この契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の設計、施工その他この契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担する。

3 前2項に規定する場合その他工事の設計、施工その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 59 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補される部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 4 項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物の出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その価格額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額（以下この号において「未償却費の額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が未償却費の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を

超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等、事業者提案又は設計図書の変更)

第31条 甲は、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し、又は事業者提案又は設計図書を変更することを請求することができる。この場合において、これらの変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(検査及び引渡し)

第32条 乙は、工事を完成したときは、完成及び施工の内容を明らかにする写真を添付した書面で、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 第2項の規定による検査によって工事の完成を確認したことにより、甲への工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 甲が前条第2項の期間内に検査をしないこと又は約定期間内に請負代金の支払いをしないことにつき、天災地変等やむを得ない事由があるときは、特に定めのない限り当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は第56条第2項に規定する遅延日数に計算しないものとする。

(部分使用)

第34条 甲は、第32条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙と協議して使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(前金払)

第35条 乙は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、施設整備業の内、解体・撤去工事業務及び建設工事業務の各年度に実施する出来高金額に基づき算定される請負代金額（以下「請負代金額」という。）の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払うものとする。

- 3 請負代金が500万円以上の場合にあっては、乙は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 乙は、第1項又は第3項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 5 乙は、第38条に規定する部分払の支払いを請求した後にあっては、前項の中間前払金を請求することができない。ただし、債務負担行為に係る契約については、この限りでない。

- 6 乙は、第3項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

- 7 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）に相当する額から受領済の前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。

- 8 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の7）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 10 甲は、乙が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、期間を経過した日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 乙は、前条第7項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

- 3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証業者が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

- 2 前項の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

（部分払）

第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求の回数については、甲、乙協議して定める。

- 2 乙は、中間前払金を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、債務負担行為に係る契約については、この限りでない。

- 3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって甲にその確認を請求しなければならない。

- 4 甲は、前項の場合においては、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

6 乙は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、第1項の規定にかかわらず、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

8 第6項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、甲が要求水準書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額
 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

3 第1項の規定により引渡しをした部分についての維持管理は、維持管理・運營業務委託契約の業務範囲となるものを除き、全ての工事が完了し、全部の引渡しをするまでは、乙の負担において行うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各年度の出来高予定額は、募集要項に定めるとおりとする。

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を越えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」とい

う。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いの請求をすることができない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、募集要項に定めるとおりとする。

(第三者による代理受領)

第43条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条第1項において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条第1項において準用する第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して設計又は施工のいずれに起因するかを問わず契約の内容に適合しないもの（要求水準書等に定める要求水準又は事業者提案に基づく提案事項の未達を含む。以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第46条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(甲の催告による解除権)

第47条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(4) 第10条第1項第2号に掲げる者その他要求水準書等又は事業者提案に基づき設置すべき者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第48条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の設計、施工その他この契約の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行（成果物の引渡しその他工事の設計を含む。本項において同じ。）を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。なお、成果物の引渡しその他工事の設計が完了していることは、本号の適用を妨げない。

(7) 成果物、工事目的物その他この契約の目的物（成果物を含む。）の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合【（事業者提案に定める設計図書の納期を徒過したことにより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。）】において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等と認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(12) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る）。

オ その他入札談合行為があつたと認められるとき。

(13) 甲が基本契約を解除したとき（基本契約第14条第7項の規定により甲が解除したとみなされる場合を含む。）。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が第47条各号又は第48条のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1） 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）

（2） 工事完成債務

（3） 契約不適合を保証する債務（乙が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（4） 解除権

（5） 前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務（第29条第1項本文又は第2項ただし書の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（乙の催告による解除権）

第51条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第52条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第18条又は第19条の規定により要求水準書等、事業者提案又は設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の設計、施工その他この契約の履行の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 甲は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分（契約の目的物に係る出来形部分をいい、成果物を含む。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条又は第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、前払金の支払いの日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定による出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。第16条第4項の規定は、この場合において準用する。

7 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び前項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

8 全ての工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第55条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) いずれかの工事を当該工事に係る工期内に完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条又は第48条の規定により、全ての工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の1（乙が低入札者であるときは、10分の3）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、工期を徒過した日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額とする。ただし、甲が工事の遅延により著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合にあっては、当該損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

6 第2項の場合（第48条第9号、第11号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第56条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

3 前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第57条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第58条 乙は、第48条第12号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）第48条第12号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 この契約に関し、第48条第12号ウに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第48条第12号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

（2）第48条第12号ウに規定する刑に係る確定判決において、乙（法人にあってはその役員及び使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、第1条第12項の規定にかかわらず、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（保険等）

第59条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより建設工事保険、第三者賠償責任保険その他の

事業者提案に定める保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第60条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

3 第1項の場合において、甲は相殺の充当の順序を指定することができる。

（あっせん又は調停）

第61条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、法による中央建設工事紛争審査会又は愛媛県建設工事紛争審査会（以下これらを「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（裁判）

第62条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、裁判に付し、その判断に服するものとする。

（法令変更）

第63条 法令変更（法律、政令、規則、省令、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本事業又は乙に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。以下同じ。）が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

（1）乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い本施設の設計変更や施工途上の出来形の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。）

2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い工事の設計、施工その他この契約の履行を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。

ア 工事の設計、施工その他この契約の履行に直接関連する法令変更（工事の設計、施工その他この契約の履行のみならず、広く一般に適用される法令変更並びに税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、工事の設計、施工その他この契約の履行に直接関連する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

(補則)

第64条 この約款に定めのない事項については、今治市契約規則（平成 17 年今治市規則第 63 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの約款の条項の疑義については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、今治市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託)

第4 乙は、甲の許諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の許諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人に情報の処理についての再委託)

第5 乙は、特定個人情報の処理を第三者に再委託するときは、次に掲げる事項を含め、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得なければならない。

(1) 委託先の設備

(2) 技術水準

(3) 従業者に対する監督・教育の状況

(4) その他委託先の経営環境

2 乙は再委託先との間で、この契約（この特記事項を含む。以下同じ。）と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先にはこの契約により乙に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 再委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、次2項に定める場合のほか、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、特定個人情報を、この契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。

3 乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき委託業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所（特定個人情報については、乙の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 前項の場合において、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの甲に対する申立てが、乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は、速やかに、甲に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立ての解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、この契約が完了し、又は解除された後においても有効とする。
(個人情報の返還又は処分)

第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。
(監督)

第11 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収することができる。

- 2 前項の報告は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、委託業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 甲及び乙は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。
(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、乙の役員及び従業員への事情聴取等委託業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

- 2 前項の監査又は検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。
- 3 乙は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、乙の費用で、甲が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、甲の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 乙は、甲の監督当局に対する義務の履行等（甲を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他甲の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、甲に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。
(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
(その他)

第14 乙は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。